

学校法人北陸大学役員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北陸大学役員の報酬等に関する規程（以下「役員報酬規程」という。）第8条に基づき、役員が職務執行のため出張した場合の旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(出張命令)

第2条 前条の規定による命令を発する者（以下「出張命令権者」という。）は理事長とし、出張命令を発する場合、出張命令簿に当該出張に関する事項を記載する。

(区分)

第3条 旅費は、国内旅費及び外国旅費とする。

(種類)

第4条 旅費の種類は、交通費、日当、宿泊料及び旅行雑費とする。

(旅費の計算、請求)

第5条 旅費の計算及び請求にあたっては、学校法人北陸大学旅費規程（以下「旅費規程」という。）第7条から第9条までを準用する。

(国内旅費)

第6条 国内旅費に関しては、旅費規程第11条から第16条まで及び第18条を準用する。ただし、旅費規程第13条第1号ただし書は適用しない。

2 日当及び宿泊料の額は、旅行日数又は宿泊夜数に応じ、別表に定める額とする。

3 航空賃を支給する場合、利用した搭乗クラスの料金を支給する。

4 車賃を支給する場合、利用した料金を支給する。

5 非常勤理事及び非常勤監事が、理事会、評議員会及び監事監査のために出張する場合は、本規程によるものとする。ただし、大学と最寄りのJR駅又は空港間との往復については、本規程によらずタクシーを利用することができる。

(外国旅費)

第7条 外国旅費に関しては、旅費規程第20条から第22条までを準用する。

(雑則)

第8条 旅費、その他必要経費については、業務に応じて支給することができる。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議により決定する。

附 則（平成14年12月25日制定 第181回理事会）

この規程は、平成14年12月25日から施行し、平成14年度11月1日より適用する。

附 則（平成15年3月24日一部改正 第183回理事会）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月30日改正 第203回理事会）

この規程は、平成17年8月30日から施行し、平成17年6月14日から適用する。

附 則（平成25年5月28日改正 第245回理事会）

この規程は、平成25年5月28日から施行し、平成25年5月29日から適用する。

附 則（改正 2020(令和2)年3月17日第280回理事会 2020年3月24日理事長決定）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（改正 2025(令和7)年3月25日 第312回理事会 2025年3月28日理事長決定）

この規程は、2025年4月1日から施行する